

議会運営委員会記録

○開催日時

平成27年9月15日 午後2時50分～午後3時28分

○開催場所

第2委員会室

○出席委員（9人）

委員長	大田黒 博	委員	徳永 武次
副委員長	今塩屋 裕一	委員	谷津 由尚
委員	佃 昌樹	委員	小田原 勇次郎
委員	川添 公貴	委員	森 満 晃
委員	中島 由美子		

○議長（地方自治法第105条による出席）

議長 上野 一 誠

○委員外議員（会議規則第118条による出席）

副議長 新原 春 二

○その他の議員

議員 井上 勝 博

○説明のための出席者

総務部長	今吉 俊 郎	商工観光部長	末永 隆 光
危機管理監	新屋 義 文	観光・スポーツ対策監 兼観光・シティセールス推進課長	古川 英 利
総務課長	田代 健 一		
文書法制室長	堀ノ内 孝	建設部長	泊 正 人
財政課長	今井 功 司		
		教育部長	中川 清
企画政策部長	永田 一 廣		
企画政策課長	上大迫 修	水道局長	落合 正 浩
市民福祉部長	春田 修 一	議会事務局長	田上 正 洋
		議事調査課長	道場 益 男
農林水産部長	橋口 誠		

○事務局職員

事務局長	田上 正 洋	主 幹	久米 道 秋
議事調査課長	道場 益 男	管理調査グループ員	榎 並 淳 司
主幹兼議事グループ長	瀬戸口 健 一	議事グループ員	柳 裕 子
主幹兼管理調査グループ長	久保 淳 一		

○審査事件等

- 1 陳情等の取扱いについて
 - 2 第4回臨時会に付議される議案等について
-

△開 会

○委員長（大田黒 博） それでは、お疲れさまのところでございますけれど、始めたいと思います。

これより、議会運営委員会を開会します。本日の委員会は、お手元に配付してあります審査日程により審査を進めたいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（大田黒 博） 御異議ありませんので、お手元に配付してあります審査日程により審査を進めます。

まず、議長から御挨拶をお願いいたします。

○議長（上野一誠） 本会議、大変御苦労さまでございました。きょう、議会運営委員会の開催をお願いいたしましたのは、そこに進行表を出しておりますように陳情の取扱い並びに災害関係等の取扱いをお願いするというので開会をお願いいたしました。お疲れでありますけど、どうぞよろしくをお願いいたします。終わります。

△陳情等の取扱いについて

○委員長（大田黒 博） それでは、陳情等の取扱いについてを議題といたします。

まず、提出のあった陳情について、事務局に説明を求めます。

○議事調査課長（道場益男） それでは、資料1と陳情の写しを一緒にごらんいただきたいと思っております。

今回、陳情が5件出ております。1枚目にあります表のとおりでございます。

1件目が全市民への安定ヨウ素剤配布を求める陳情でございます。

提出者は市内に所在をしております、川内原発建設反対連絡協議会のほうからでございます。受理日は、本年8月24日でございます。

写しのとおり、陳情1番と書いてございますけれども、具体的な陳情項目は表面の記以下、2項目となっております。

それから、陳情の2番目から3番目、4番目、5番目、陳情の4件につきましては、提出者は同じ団体でございまして、本市内に所在しております、川内原発30キロ圏住民ネットワーク薩摩川内からでございます。4件とも受理日は8月24日となっております。

陳情写しにございますとおり、陳情の2番目の川内原発1号機の速やかな原子炉停止と九州電力に説明会の実施等を求める陳情につきましては、川内原発の1号機のトラブル発生の関係でございますけれども、一次冷却材ポンプの軸振動計の異常の話やら、復水器での海水もれ等の話が触れてございまして、具体的な陳情項目は記以下の7項目でございます。

それから、資料のほうにはこれら陳情の補足ということで、1の補足から6の補足というところまで入っております。この補足も含めまして陳情であるということでございました。

それから、陳情の3番目は安定ヨウ素剤の事前配布を求める陳情でございまして、1番目の安定ヨウ素剤配布と同じ趣旨のようでございます。陳情の趣旨にもありますが、こちらのほうも一次冷却ポンプの軸振動計の異常、復水器の海水混入といったことが触れてございます。

それから、陳情の4番目でございます。川内原発の速やかな避難訓練実施を求める陳情でございます。

こちらのほうも川内原発1号機のトラブルと老朽化の原因というようなことに触れてございます。

こちらにつきましては、前回避難訓練を求める陳情、似たようなものが出されておりますけれども、この7ページ、8ページにかけての部分でございますが、重複している部分は入っております。前回との違いは、8ページ、記以下に書いてございますけれども、今回は「一日も早く避難訓練の実施を求める」ということで、前は「再稼働前に」というような文言になっていたようでございます。

それから、5番目の川内原発の避難計画の説明会実施を求める陳情でございますけれども、こちらにつきましても陳情の趣旨には復水器の海水混入等のトラブルが触れてございます。

こちら前回陳情が出されておりますけれども、前回との違いは記以下にありますが、「ここに一日も早く県と市の共催による」というような文言、ここの部分が前は「県知事と市長に対し、川内原発再稼働前に検討を川内原発30キロ圏内の自治体共催による」といったような文言が入っておりまして、再稼働前にというような言葉も入っていたのが前回との大きな違いとなっているようでございます。

以上が、8月24日に出されました五つの陳情でございます。これらの陳情の取り扱いを委員会に付託するのか、付託するとすればどの委員会にするのかといったようなこと等を御議論いただくこととなります。

ただ、今回の場合、(1)のゴシックで書いてはございますけれども、臨時会でございますので、定例会と若干異なる手続が出てまいります。臨時会での審議または委員会に付託するといったような場合には、付議事件に追加する必要がございます。このため、原則といたしましてそのような取り扱いになりますので、付議事件の告示依頼を行うというようなことになってまいります。

米印の2番目にありますが、追加告示手続の関係で明日開催されます臨時会の上程は難しいのではないかなという見通しを持っているところでございます。

それから、この資料1の一番下に四角で囲んでございますけれども、陳情・請願の委員会付託の時期についてでございます。臨時会が開かれる場合について、アンダーラインでお示ししてございますけれども、臨時会が開かれる場合、これまで申し合わせでは臨時会開会前に受理されているものについては、原則、臨時会本会議での審議又は閉会中の継続審査事件として委員会付託を行うといったようなことが申し合わせられておったところでございます。

ただ、この臨時会という捉え方でございますけれども、会期が1日とか2日とか短い臨時会というようなのがこれまでございましたので、今回の取り扱いをこの申し合わせのとおりするのか、また別途取り扱いを決めていくのかというようなのが論点になるのかなというような形で思うところでございます。

ということで、(2)にあります。付託の時期についてでございます。

この四角がここに書いてあります申し合わせどおりに運用するとなった場合は、アとイのケースが出てくると考えられますけれども、臨時会の本会議で審議する場合、9月30日の本会議審議、また会期の延長された後の10月16日といったようなことも可能性としては出てまいります。

それから、閉会中の継続審査事件として委員会付託する場合は、最終日での上程となりますので、会期を延長する予定でございますが、10月

16日最終日の上程というようなことが出てまいると考えられます。

それから、今回は長い会期がございます。この臨時会の会期中に委員会付託するといったケースも考えられますので、そういった場合、9月30日の本会議の中で上程しては、そういうケースも出てくるのではないかなということで、ア、イ、ウの三つの付託の時期を掲載したところでございます。

それから、裏面でございます。次のページ、2ページになりますけれども、その他といたしまして、その他の文章が届いております。

1件目が薩摩川内市シルバー人材センターのほうからでございますが、高齢者が活躍できる場の拡大に取り組むシルバー人材センターの支援についてという文書が届いております。

こちらにつきましては、提出者のほうから受理をしました際に、例年どおりの取り扱いでよいというようなこと等でございます。例年どおりでございますと文書配布といったような取り扱いをしております。

それから、2件目が、この方は市外の方でございます。市外の方から外国人の扶養控除制度の見直しを求める意見書の採択を求める陳情、こちらが出ておりますが、申し合わせによりまして、市外からの陳情となりますので、写しの議員配布にとどめるといったような取り扱いが申し合わせされているところでございます。

説明は、以上でございます。よろしくお願いたします。

○委員長(大田黒 博) ただいま説明がありましたが、臨時会ということで、定例会とは取り扱いが異なるところもあるようですが、臨時会における請願・陳情の委員会付託については、資料に記載のとおり申し合わせがございましたので、今回もその申し合わせにのっとって対応していくかどうかについて、まず委員の御意見をお伺いしたいと思います。申し合わせのとおりでよろしいでしょうか。

○委員(小田原勇次郎) この臨時議会を開かれる場合は、この規定は一応原則規定となっておりますので、この今回の臨時議会、いわゆる趣旨等を鑑みまして例外的な取り扱いも認めてもいいのではないかなというふうな考え方もちょっと、要するにウの取り扱い、上程をして会期中に委員会も

開催できる、要は原則どおりにすると最終日に上程をして本会議しか審議ができんという形、後は閉会中に、しかも付託事件という考え方ですから、これは原則規定となっておられますので、例外的な取り扱いも加味する形での議論をしていっていいのかなというふうには考えるところであります。

以上です。

○委員長（大田黒 博）ほかに。

○委員（佃 昌樹）当初、私も言ったんだけど、名前は臨時会なんだけど、中身の審査は定例会の審査とほぼ変わらないといったような状況で進んでいるわけですが、そうした観点からいうと、あえて余り臨時会という、それを当てはめなくてもいいんじゃないかなとは思いますが。じゃないと、そうなるとほかの議案も全部そうになってしまうので、議案を含めて陳情についてもそういった取り扱いのほうがいいんじゃないかなと思うんですが。

以上です。

○委員長（大田黒 博）ほかにございますか。

今、説明の中で（２）のア、イ、ウとありますが、ウの臨時会の会期中に委員会付託する場合ということで9月30日の上程とありますけれども、例外という形で進めたらどうかという意見ですが、どうでしょうか。よろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（大田黒 博）それでは、今回は申し合わせの例外とするということですので、そのように取り扱うこととします。

次に、審査の進め方についてお諮りいたします。今回、提出のあった陳情5件は、いずれも川内原発に関するものでありますが、1番目と3番目の陳情は安定ヨウ素剤配布を求める陳情で同様の趣旨でありますので、一括して審査を行い、その他の陳情は1件ずつ審査を行ってまいりたいと思っておりますが、そのように進めることで御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（大田黒 博）御異議ありませんので、そのように審査を進めます。

それでは、1番目の全市民への安定ヨウ素剤配布を求める陳情と3番目の安定ヨウ素剤の事前配布を求める陳情についてですが、付託の可否、付託先についての質疑、意見をお出しください。どうぞ。

○委員（谷津由尚）2件とも川内原子力発電所

対策調査特別委員会のほうに付託をすべきと思います。

以上です。

○委員長（大田黒 博）ほかにございますか。いいですか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（大田黒 博）それでは、これらの陳情は委員会付託とし、付託先は川内原子力発電所対策調査特別委員会、付託の時期は資料のウのとおりとすることで御了承願います。

次に、2番目の川内原発1号機の速やかな原子炉廃止と九州電力に説明会の実施等を求める陳情についてですが、付託の可否、付託先について質疑、意見はありませんか。

○委員（小田原勇次郎）川内原子力発電所対策調査特別委員会のほうに付託をするということをお願いいたします。

○委員長（大田黒 博）ほかにございますか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（大田黒 博）それでは、この陳情は委員会付託とし、付託先は川内原子力発電所対策調査特別委員会で、付託に時期は資料のウのとおりとすることで御了承願います。

次に、4番目の川内原発の速やかな避難訓練実施を求める陳情についてですが、付託の可否、付託先について質疑、意見をお出しください。

○委員（小田原勇次郎）川内原子力発電所対策調査特別委員会に付託ということをお願いいたします。

○委員長（大田黒 博）それでよろしいでしょうか。ありませんね。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（大田黒 博）それでは、この陳情は委員会付託とし、付託先は川内原子力発電所対策調査特別委員会、付託の時期は資料のウのとおりとすることで御了承願います。

次に、5番目の川内原発の避難計画の説明会実施を求める陳情についてですが、付託の可否、付託先について質疑、意見等をお出しください。

○委員（小田原勇次郎）川内原子力発電所対策調査特別委員会に付託ということをお願いいたします。

○委員長（大田黒 博）ほかにございますか。よろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（大田黒 博） それでは、この陳情は委員会付託とし、付託先は川内原子力発電所対策調査特別委員会に付託、付託の時期は資料のウのとおりとすることで御了承願います。

それでは、ただいま陳情5件の取り扱いが決定しましたので、議長におかれまして今臨時会の付議事件として追加告示がなされますよう、手続をよろしくお願いいたします。

次は、その他であります。これらの2件の文書については、提出者が従来の取り扱いとして文書配布を希望されているものや、提出者が市外のものでありますので、議員への文書配布にとどめる取り扱いにしたいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（大田黒 博） それでは、これら2件の文書の扱いは議員への文書配布とすることで御了承願います。

以上で、陳情等の取扱いについての審査を終了いたします。

ここで、当局が入室しますのでしばらくお待ちください。

当局はよろしいでしょうか。

△第4回臨時会に付議される議案等について

○委員長（大田黒 博） 次に、第4回臨時会に付議される議案等についてを議題といたします。

一括、事務局長に説明を求めます。

○事務局長（田上正洋） 資料2-1、付託事件等区分表（案）及び資料2-2、付議事件一覧をあわせてごらんください。

まず、提出予定議案は、補正予算議案6件、一般議案1件の計7件であります。

議案第176号は、平成27年度の一般会計補正予算、また、議案第177号から180号までの4件については、平成27年度の各特別会計補正予算であり、いずれも台風15号災害に関連するものでありますので、明日、16日の本会議審議にしてはとを考えます。

なお、これら災害関連の補正予算が明日、9月16日に可決されますと、初日提案の補正予算（案）と議決順序が逆転し、補正前の額、補正後の額が科目によっては変動することとなります。

この点につきましては、議長の議事整理権にお

いて、所要の計数整理を行い、整合するようにすることとされております。そこで、初日提案の補正予算（案）の審査が行われる18日と24日の各常任委員会においては、16日可決の災害関連補正に伴う額の変動を反映させた計数整理表を事務局で作成し、事前にお配りしてはと考えます。

次に、議案第181号は、総合防災センター施設整備基金条例の新規制定であり、総合防災センター施設整備の財源に充てるため、同基金を設置しようとするもので、本議案は、9月24日の総務文教委員会に付託してはと考えます。

次に、議案第182号については、平成27年度の一般会計補正予算であり、記載のとおり、9月24日の総務文教委員会及び18日の企画経済委員会に分割付託してはと考えます。

次に、今後の提出議案等ですが、9月30日に報告3件、決算認定議案16件、平成27年度の一般会計補正予算1件の提出が予定されているようです。

最後に、資料2-3の会期日程（案）をごらんください。

9月16日の本会議において、議案説明、一部議案審議を日程に追加してはと考えます。

以上です。

○委員長（大田黒 博） ただいま事務局長から説明がありましたが、当局から補足説明はありませんか。

○危機管理監（新屋義文） 私のほうからは、議案第181号薩摩川内市総合防災センター施設整備基金条例の制定について補足説明をさせていただきます。

これは、地域災害発生時に迅速な対応を図るため、常設の情報収集及び発信機能を備え、加えて原子力災害にも対応できるよう、放射線防護機能を持ち、一時的な避難所としても利用可能な総合防災センターの整備を計画しておりますが、整備に当たっては、国から県を通じて交付されます原子力発電施設立地地域基盤整備支援交付金及び原子力災害対策費補助金の活用を見込んでおりますが、特に原子力発電施設立地地域基盤整備支援交付金の複数年にわたる交付が見込まれること、また事業も複数年になることが予想されることから、基金を設置して積み立てながらセンターの整備に備えるため、同基金条例を制定させていただくものでございます。

よろしくお願いをいたします。

○**財政課長（今井功司）** 財政課でございます。財政課からは第3回補正と第4回補正の説明をさせていただきます。

まず、第3回補正でございます。議案第176号から議案第180号について御説明いたします。

第3回補正予算書を御準備いただきたいと思っております。

今回の補正は、8月25日の台風15号災害に伴います復旧に係る所要の予算について予算の補正を行うものでございます。

第3回補正の63ページでございます。

また、あわせて補正予算の資料といたしまして、第3回補正予算の概要もお配りしておりますので、あわせてごらんいただきたいと思います。

それでは、説明いたします。63ページ、各会計歳入歳出補正予算額調べの表になります。今回の補正は、一般会計と4特別会計の補正となっております。

一般会計の補正額は、7億2,850万円の増額、補正後の額を524億5,319万円とするものであり、特別会計はごらんとおりであります。

まず、特別会計の主な補正内容について御説明いたします。特別会計では、簡易水道事業、温泉給湯事業、公共下水道事業、農業集落排水事業の4特別会計において、水源地のポンプ用発電機の借りに係る経費など、応急対応に要した経費の復元やポンプ場の外壁等を復旧するための経費を計上するものであります。

それでは、一般会計について御説明いたしますので、65ページでございます。65ページの歳出目的別の表をごらんください。

総務費では、防犯灯管理費において自治会等への防犯灯修繕に係る防犯灯設置補助金を増額するもので、衛生費では一般廃棄物処理費において、災害ごみの収集業務に係る経費を増額し、資源ごみ分別推進事業費において、被災した収集施設の修繕に係るごみ減量再資源化補助金を増額し、簡易水道事業費及び温泉給湯事業費においてはそれぞれの特別会計での補正に伴い繰出金を増額しております。

農林水産業費では、農業集落排水費において、農業集落排水事業特別会計での補正に伴い繰出金を増額し、土木費では、道路維持費において今回

の災害に対する市道に係る倒木除去等の道路愛護作業に対する経費を増額し、公園管理事業費において公園施設内の倒木除去等の応急対応分を復元するための経費を増額しております。

消費費では、災害予防応急対策費において、災害時の供給物資の備蓄の復元に要する経費や要支援者への防災行政無線個別受信機用乾電池配布に係る経費を増額するとともに、自治公民館敷地や民有地の崩土等を除去するための経費を支援する特別災害復旧補助金や市道における倒木伐採処分に係る経費を増額しております。

教育費では、文化財保護事業費において、指定文化財敷地内の倒木伐採除去等に係る経費を増額し、伝統的建造物群保存整備事業費において、地区内の特定物件の屋根修繕等を支援するための経費を増額しております。

災害復旧では、林道や農地の農林水産施設や市道、小・中学校の文教施設の災害復旧に係る経費を増額するとともに、現年公用・公共施設災害復旧事業費において、コミュニティセンターや集会所、体育施設、公園施設等の公用施設・公共施設の復旧に係る経費を増額しております。

予備費では、今回発生した台風災害応急対応に要する経費が不足したことに伴い、予備費からの予算充用を行ったため、その減額分を補填し、今後の緊急突発的な事案に備えようとするものであります。

次に、歳入について御説明いたします。

64ページの歳入の表をごらんください。

地方特例交付金において、本年度の交付確定額の予算未計上額を全額計上しております。

地方交付税において、普通交付税の本年度の交付確定額の予算未計上額の一部を計上しております。

国庫支出金及び県支出金において、歳出に対応し増額するとともに、繰越金では前年度繰越金の予算未計上額を今回補正の財源として全額計上しております。

市債では、歳出に対応し、現年公共災害復旧事業債を増額し、臨時財政対策債においては、本年度の起債可能額の確定に伴い、予算未計上額を全額増額しております。

5ページをごらんください。地方債補正であります。第5表、地方債補正は現年公共災害復旧事業債の限度額を歳出補正に伴い増額し、臨時財政

対策債においては、本年度の起債可能額の確定に伴い、限度額を増額しております。

以上で、第3回補正の説明を終わります。

続きまして、第4回補正の説明をさせていただきたいと思っております。

一般会計予算書、予算に関する説明書（第4回補正）を御準備いただきたいと思っております。

議案第182号になります。平成27年度薩摩川内市一般会計予算書、予算に関する説明書（第4回補正）の15ページでございます。また、補正予算資料として、第4回補正予算の概要もお配りしておりますので、あわせてごらんいただきたいと思っております。

今回の補正は、一般会計のみの補正でございますので、15ページの歳出目的別の表により、補正の内容を説明いたします。

総務費では、コンベンション施設整備事業費において、にぎわい創出のため整備を目指すコンベンション施設整備に係る基本構想及び基本計画策定に係る経費を計上するもので、消防費では、総合防災センター施設整備事業費において、原子力発電施設立地地域基盤整備支援事業交付金を財源として整備する総合防災センターの新築設計に係る経費及び同センター施設整備基金の造成に係る積立金を計上するものであります。

次に、歳入について御説明いたします。

14ページでございます。歳入の表でございます。

地方交付税において、普通交付税の本年度の交付確定額の予算未計上額の全額を計上しております。県支出金において、補助採択見込みを受け、原子力発電施設立地地域基盤整備支援事業交付金を計上するとともに、繰入金では今回計上いたします実施事業に伴う財源対策のため、財政調整基金繰入金を増額するものであります。

次に、繰越明許費について御説明いたします。5ページでございます。

第2表、繰越明許費補正でございます。

今回、予算補正いたしますコンベンション施設整備事業及び総合防災センター施設整備事業の2件につきまして、予算執行の時期、期間を考慮し、予算繰り越し手続きをとろうとするものでございます。

以上で、説明を終わります。よろしく御審議賜りますようお願い申し上げます。

○総務部長（今吉俊郎）私からは、先ほど議会議事局長から説明がありました今後提出予定の議案等についてということで、第5回補正の予告とお願いを申し上げたいと思っております。

このたび、鹿児島海区漁業調整委員会委員9名の委員が選任されておりますけれども、この委員のうち一人に辞任がございまして、欠員が生じたため、その補欠選挙が行われることになりそうです。補欠選挙が決定されますと、10月6日告示、10月15日投開票となります。第2回補正で県議会議員選挙の執行残を減額補正するお願いを現在しておりますことから、改めて予算措置が必要となります。つきましては、9月30日の本会議に第5回補正として必要な経費を提出させていただき、あわせて同日、本会議で御審議をいただきたいというお願いも申し上げる次第でございます。

あらかじめ御理解賜りますようよろしくお願いいたします。

○委員長（大田黒 博）ほかに当局ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○委員長（大田黒 博）ただいま説明がありましたが、質疑、意見はありませんか。

○委員（谷津由尚）台風関係の補正を今回、第3回で出されますが、年度内でこの後は、もう台風関係の補正はないと考えていいですか。

○財政課長（今井功司）説明の中でも一部ふれさせていただきましたが、基本的に今回の補正は必要とする分の補正と、今後を考えまして、予算を復元するための予算もあわせ持って第3回補正で計上いたしましたので、今後発生した場合の予算に耐えられるよう予算計上はさせていただいたところでございます。今後の対応もとれるように予算調整するものでございます。

以上です。

○委員長（大田黒 博）いいですか。

○委員（小田原勇次郎）そういう予算組みであろうと思うんですが、いわゆる市井、市民の皆様方から聞こえてくる中で、今回は住家、非住家の半壊、倒壊等が随所に見られて、私個人の住宅のそれを取り壊さざるを得ないというような実態の部分の中の補助等は非常に件数がかなり上がってきておるといようなお話もあって、まわりつつかいというお話もあります。

そこで、今回、ちょっと補正に見えなかったの
で、今後はまた十分な対応ができるような考え方
も念頭に置きながら予算組みをしていただければ
なと思うところでありますが、建設部長、何かお
考えはありますか。

○建設部長（泊 正人）住宅につきましては、
前回の全員協議会でもお話いたしました、リフ
ォーム補助というのが当初予算でとっておまし
たけれども、それにつきましては、ほとんど完売
状態、契約がほとんど終わっている状態ござい
ませんで、今後上がってくるようであれば、それ
については12月あるいは当初当たりで対応する
ということになって、今、小田原委員からありま
した分についての対応している予算というのは
持っておりません。ただ、その危険住宅、がけ地
とかそういう部分の移転に対する補助制度はまだ
残っております。

以上でございます。

○委員（小田原勇次郎）最後にします。危険住
宅っていうのは、要は倒壊寸前の部分の3分の
1補助の部分の確か予算があったと思うんです。
そこあたりのことを申し上げている部分ですか。

○建設部長（泊 正人）危険廃屋解体撤去の補
助事業につきましては、本年度8月末で20件ほ
どが契約が済んでおまして、残り10件ほどは
予算としては残っております。それにつきまし
ても、状況を見ながら12月補正の検討をしなければ
いけないのかなと思っております。

○委員長（大田黒 博）ほかにございせんか。
[「なし」と呼ぶ者あり]

○委員長（大田黒 博）ないですか。質疑、意
見は尽きたと認めます。

それでは、第4回臨時会に付議される議案等の
審議方法については、説明のとおり取扱うことで
御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○委員長（大田黒 博）御異議ありませんので
そのように決定しました。

以上で、第4回臨時会に付議される議案等につ
いての審査を終了いたします。

ここで、協議会に切りかえます。

~~~~~

午後3時25分休憩

~~~~~

午後3時28分開議

~~~~~

[休憩中に当局職員退室]

○委員長（大田黒 博）ここで、本会議に戻し  
ます。

△閉 会

○委員長（大田黒 博）以上で、議会運営委員  
会を閉会したいと思います、御異議ありません  
か。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○委員長（大田黒 博）御異議ありませんので、  
以上で議会運営委員会を閉会いたします。御苦勞さ  
までした。

薩摩川内市議会委員会条例第30条第1項の規定により、ここに署名する。

薩摩川内市議会議会運営委員会  
委員長 大田 黒 博